

受注促進・工賃向上設備整備費補助事業補助金交付要綱

平成25年5月17日25福保障自第56号
一部改正 平成27年4月10日27福保障自第82号
一部改正 平成28年4月8日27福保障自第1291号
一部改正 令和5年6月30日5福保障地第459号

1 目的

この補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項及び同法施行規則第6条の10第2号に定める就労継続支援B型事業における生産設備の整備に係る経費を、予算の範囲内で補助することで基盤整備を図り、「東京都工賃向上計画」で掲げる都内の福祉施設の工賃水準の向上を実現し、また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）で掲げる障害者就労施設で就労する障害者の自立を促進することを目的とする。

2 補助対象事業

この補助金の交付の対象となる事業は、就労継続支援B型事業所（所在地が東京都の区域内の事業所に限る。）を運営する法人（以下「対象法人」という。）が、新たな販路開拓や生産性の向上のために必要な備品を整備するために必要な設備整備であって、別表の要件を満たすものに対して行う。

3 補助事業者の制限

次に掲げる団体は、補助事業者に含まず、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号、以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者又は役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

4 補助金の交付額

この補助金の交付額は、別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算定した交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

5 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

6 補助金の交付決定

知事は、5による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合には、補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

7 補助金の交付時期

この補助金は、補助事業の完了後、交付する。

8 補助金の請求

補助事業完了後に10補助の条件（8）に定める補助金の額の確定があったときは、補助事業者は

請求書（別記第3号様式）に次の書類を付し、知事に請求するものとする。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 支払金口座振替依頼書
- (3) 前各号に定めるもののほか知事が必要と認める書類

9 審査基準

この補助金の交付に当たっては、別に定める「受注促進・工賃向上設備整備費補助事業審査要領」に基づく審査を行うこととし、別に定める受注促進・工賃向上設備整備費補助事業補助対象法人選定委員会により、事業の妥当性及び対象法人に係る適格性等の審査を行う。

10 補助の条件

この補助金は、次の条件を付して交付する。

(1) 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) 承認事項

補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 完了時期

補助事業は、補助金の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

(4) 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記第4号様式により速やかに知事に報告しなくてはならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に返還させることがある。

(5) 事故報告等

補助事業者は、事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(6) 状況報告

補助事業者は、知事の求めに応じて、事業の遂行の状況に関し、書面により報告しなければならない。

(7) 遂行命令及び遂行の一時停止命令

ア 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

イ 補助事業者がアの命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(8) 実績報告書の提出

補助事業者は、補助事業が完了したとき又は交付金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、別に定める日までに実績報告書（別記第2号様式）を提出しなければならない。（2）ウの規

定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

(9) 補助金の額の確定等

知事は、(8)の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(10) 是正のための措置

知事は、(9)の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

(11) 決定の取消し

ア 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。

(ア) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 交付金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他この交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

(エ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等については、補助事業者が(17)アの規定に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は要綱に定める担保権を設定する等を行ったため、交付目的が達成されないことが明らかになったとき。

(オ) 前記6による補助金の交付決定を受けた事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

イ アの規定は、(9)の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(12) 補助金の返還

ア 知事は、(1)又は(11)の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

イ 知事は、(9)の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(13) 違約加算金及び延滞金

ア 補助事業者は、(11)アの規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消され、交付金の返還を命じられたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

イ 補助事業者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらずこれを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(14) 違約加算金の計算

ア 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における(13)アの規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次遡りそれぞれの日において受領したものとする。

イ (13)アの規定により補助事業者が納付した違約加算金は、補助事業者の納付した金額が返還を命じた交付金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(15) 延滞金の加算

(13) イの規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(16) 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し、補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額を相殺するものとする。

(17) 財産処分の制限

ア 補助事業者は、補助事業により取得価格又は、効用が増加した価格が10万円以上の機械及び器具等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

イ 特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）に定める特定非営利活動法人は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(18) 財産の管理義務

補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(19) 財産処分に伴う収入の納付

補助事業者は、知事の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

(20) 関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、これを事業完了後10年間保管しなければならない。

(21) 補助事業に係る契約

ア 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承認してはならない。

イ 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

(22) 契約の相手方等からの資金提供の禁止

地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(23) 他の補助金との重複の禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等から補助金の交付を受けてはならない。

附 則

この要綱は、平成25年5月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から適用する。

別表

補助 基準額	1施設当たり5,000千円（1品当たり価格が50千円以上の設備整備）。
補助 対象経費	対象法人が新たな販路開拓や生産性の向上のために必要な備品を整備するために必要な設備整備に要する費用。 ただし、単に老朽化に伴う既存設備の更新に係る経費を除く。
補助率	1 / 2